

ご挨拶



6月22日は、私の36回目の誕生日でした。

友人からはフェイスブックでお祝いのコメントをいただいたり、直接祝福のメールを

いただいたりしました。

もうそんなに誕生日を喜ぶ年齢でもないのですが、友人達が私のことを気にかけてくれていることはとても嬉しく思います。

現在ダイエット中であり、バースデーケーキを食べるのは我慢しましたが、目標体重に達したら、自分へのご褒美も兼ねて特大のケーキを食べたいと思います。

先月の取り扱い案件

- ・交通事故（被害者側）
- ・会社の倒産
- ・離婚（親権）
- ・会社の経営権争い
- ・慰謝料請求（不貞行為）
- ・相続（遺産分割協議）
- ・相続（遺留分減殺請求）
- ・個人破産
- ・小規模個人再生
- ・相続放棄
- ・婚約不履行
- ・売掛金回収（工事代金）

法律のコラム

誕生日がくると1歳年を取りますが、法律的には誕生日の前日午後12時（24時）に1歳年齢が加算されます。

スペースが足りないので詳しい説明は省きますが、「年齢計算に関する法律」によって定められています。

そうすると、私の誕生日の例でいえば、6月21日の午後12時をもって1歳年齢が加算されることとなります。6月21日の午後12時と6月22日の午前0時はどう違うのかという疑問もありますが、このように決められています。

「4月1日生まれの人は早生まれ扱いになる」ということを聞いたことがある方もいると思いますが、これは上記の法律により、4月1日生まれの人は3月31日に年を取ることになるので学年が一つ上となるのです。

眞鍋・大関法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒301-0032 茨城県龍ケ崎市佐貫1-15-3 藤田ビル

TEL 0297-85-3535 FAX 0297-85-3536

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設